

ひとり親の養育費保証契約を補助します ～養育費の確実な支払のために～

7号補正

ひとり親家庭等の生活を安定させるため、離婚の際、養育費の取り決めをしても、実際に受け取ることが困難となっているひとり親世帯の方が、養育費立替保証を円滑に利用できるよう、市が保証料の一部を補助します。

1 養育費立替保証とは

養育費の取り決めをしているひとり親世帯が、保証会社と養育費立替保証契約を取り交わすことで、養育費の滞納があった場合、①・②により養育費の安定的な支払を保証するものです。

- ① 保証会社が立替払いを行います。
- ② 保証会社が滞納について、受取人に代わり督促を行います。

2 補助対象の方

養育費立替保証契約を締結したひとり親世帯の方です。

3 補助額

養育費立替保証料として5万円を上限に補助します。

4 事業開始時期

令和2年中に事業を開始する予定です。

5 予算額

583千円

【問い合わせ先】 子育て支援部 子育て支援課（042-460-9840）

資料のポイント

- ・東京都が本年5月から実施している、「養育費確保支援事業」を基に実施します。
- ・全国では兵庫県明石市で初めて実施、大阪市や仙台市、都内では港区、豊島区で実施しています。
- ・養育費を受けている方への養育費支払が滞った場合にも、養育費立替保証契約を結んでいれば、直接支払者とやりとりをせずに、最大1年間は養育費が保証会社から支払われ、生活への不安解消につながります。また、保証契約により、支払者の継続的な支払を意識づけできるメリットもあります。
- ・市内での利用促進のため、補助対象となり得るひとり親世帯へのパンフレット等の配布により周知に努めてまいります。